

高松市指令環指第119号

住所 香川県高松市塩江町安原下第3号584番地1
名称 有限会社ヨシモト・トレーディングカンパニー
代表取締役 松本 壽一

高松市一般廃棄物処分業許可書

一般廃棄物処分業を行うことを次のとおり許可します。

令和4年9月20日

高松市長 大西 秀人



許可番号	高松市許可 第119号
許可期間	令和4年10月18日から令和6年10月17日まで
一般廃棄物の種類	裏面に記載のとおり
処分方法	選別処分、破碎処分、圧縮梱包処分に限る。
その他の条件	1 取り扱うことができる一般廃棄物は、再生利用を目的としたものに限る。 以下余白

一般廃棄物の種類

選別処分：①廃プラスチック類 ②木くず ③繊維くず ④金属くず ⑤ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑥がれき類 ⑦草、水草（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる一般廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有一般廃棄物	含まない。
水銀使用製品一般廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

破碎処分：①廃プラスチック類 ②木くず ③繊維くず ④金属くず ⑤ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑥がれき類 ⑦草、水草（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる一般廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有一般廃棄物	含まない。
水銀使用製品一般廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

圧縮梱包処分：①廃プラスチック類 ②木くず ③繊維くず ④金属くず ⑤ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる一般廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有一般廃棄物	含まない。
水銀使用製品一般廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

以上

以下余白

高松市指令環指第119号

住所 香川県高松市塩江町安原下第3号584番地1
名称 有限会社ヨシモト・トレーディングカンパニー
代表取締役 松本 壽一

高松市一般廃棄物処理事業範囲変更許可書

収集運搬業
一般廃棄物 の業務範囲の変更について、次のとおり許可します。
処 分 業

令和4年12月20日

高松市長 大西 秀人



事業範囲変更内容	変更前	一般廃棄物の種類に紙くずを含まない。
	変更後	一般廃棄物の種類に紙くずを含む。 詳細は裏面に記載のとおり。
変更年月日	令和4年12月20日	
許可条件	<ol style="list-style-type: none">許可期間 令和4年12月20日から令和6年10月17日まで。一般廃棄物の種類 裏面に記載のとおり。処分方法 選別処分、破碎処分、圧縮梱包処分に限る。その他の条件 取り扱うことができる一般廃棄物は、再生利用を目的としたものに限る。	

2 一般廃棄物の種類

選別処分：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤金属くず ⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑦がれき類 ⑧草、水草（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる一般廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有一般廃棄物	含まない。
水銀使用製品一般廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

破碎処分：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤金属くず ⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑦がれき類 ⑧草、水草（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる一般廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有一般廃棄物	含まない。
水銀使用製品一般廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

圧縮梱包処分：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤金属くず ⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる一般廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有一般廃棄物	含まない。
水銀使用製品一般廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

以上

以下余白